

平成21年10月23日

中央労働委員会事務局第二部会担当審査総括室	
審査官 池田 稔	
Tel	03-5403-2175
Fax	03-5403-2250

**吾妻自動車交通不当労働行為再審査事件**  
**〔平成20年(不再)第21号〕命令書交付について**

中央労働委員会（会長 菅野和夫）は、平成21年10月23日（以下「平成」省略）、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

— 命 令 の ポ イ ン ト —

- |  |
|--|
| <p><b>1 会社解散・事業の引継ぎを利用した解雇及び雇入れ拒否によって組合員全員を排除することは不当労働行為に該当する。</b></p> <p>資本、役員、業務運営、労使関係等から実質的に一つの経営体である吾妻自動車と飯坂吾妻による会社解散・事業の一部引継ぎを利用した解雇、雇入れ拒否は、両社社長の組合嫌悪の念に基づきなされた労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。</p> <p><b>2 被解雇組合員が解雇後に他の職場で得た収入(中間収入)につき、今までの収入を上回る者についてのみ解雇後の賃金相当額の支払(バックペイ)額の1割を控除できると判断した。</b></p> <p>バックペイを命じるに当たって、被解雇組合員が中間収入を得ていた場合に、これを控除するか等については、被解雇組合員の個人的被害の救済の観点からのみならず、組合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、侵害された集団的労使関係秩序の回復、確保の観点からも判断する必要があり、本件においては、中間収入額が今までの収入を明らかに上回る等の組合員3名については、20年分のバックペイ額の1割を控除できるとした。</p> <p><b>3 解散会社であっても、救済を命じることができる。</b></p> <p>バックペイ及び文書手交は、清算事務といえるものであり、清算の目的の範囲内であるから、法律上・事実上実現可能性があり、解散・清算終了した吾妻自動車にもこれら救済措置を命じる。</p> |
|--|

**I 当事者**

- 再審査申立人：吾妻自動車交通株式会社（以下「吾妻自動車」）： 従業員数50名  
：有限会社飯坂吾妻交通（以下「飯坂吾妻」）： 従業員数35名
- 再審査被申立人：全国自動車交通労働組合連合会福島地方本部福島支部吾妻分会  
（以下「組合」）： 組合員数23名

**II 事案の概要等**

- 本件は、(i)吾妻自動車が、19年4月1日付けをもって解散の登記を行い（以下「本件会社解散」）、同年3月31日付けをもって組合員を解雇し（以下「本件解雇」）、さらに、飯坂吾妻が組合員以外の者を雇い入れる一方で組合員のみを雇い入れなかったこと（以下「本件雇入れ拒否」）、(ii)(i)に係る同月18日付け団体交渉申入れ（以下「本件団交申入れ」）を拒否したこと（以下「本件団交拒否」）、(iii)吾妻自動車相談役の組合員に対する同月22日の発言等が不当労働行為であるとして、同月5日、13日、同

年4月5日に救済申立てがあった事件である。

2 初審福島県労働委員会は、上記1の申立事実は、いずれも不当労働行為に該当するとした。そして、飯坂吾妻は、解散前の吾妻自動車と実質的連続性及び一体性を有しているから不当労働行為責任は免れないとして、飯坂吾妻に対し、組合員への解雇がなかったものとしての取扱い及びバックペイを、吾妻自動車に対し、飯坂吾妻と連帯してのバックペイ及び組合の組織運営に支配介入してその活動を妨害したことを謝罪し今後このような行為を行わないことを約束する旨の文書手交等を命じた。

3 吾妻自動車及び飯坂吾妻（以下「両社」）は、これを不服として、20年6月12日、再審査を申し立てた。

なお、吾妻自動車は、同年8月11日、会社清算を結了したとして翌12日、閉鎖登記手続を行った。

### III 命令の概要等

#### 1 命令主文要旨

初審命令主文を次のとおり変更する。

(1) 両社は本件組合員に対し、次の措置を講じなければならない。

(i) 飯坂吾妻は、同社において、吾妻自動車から解雇された時点での原職に相当する職務に就労させること。

(ii) 両社は、本件組合員が就労するまでの間（死亡組合員については相続人に対して死亡時までの間）のバックペイを行うこと。ただし、従前の収入を明らかに上回る3名の組合員については、20年分のバックペイ額からその1割に相当する額を控除することができる。

(2) 両社に対する文書手交（上記IIの1の(i)から(iii)の申立事実について）

#### 2 判断要旨

##### [1] 本件会社解散、本件解雇及び本件雇入れ拒否について

(1) 両社は、資本、役員、業務運営、労使関係等からみて、本件会社解散前より長らく両社の代表取締役であったY。社長の強力な支配力・影響力の下で実質的に一つの経営体として運営されてきたが、吾妻自動車にあっては、従前からの累積した多額の欠損金を抱えていたから、経営政策上何らかの手立てを講じるが必要であったとはいえる。しかし、最近の単年度決算ではほぼ収支が均衡していたとみられるのであるから、同社の事業を廃止し解散をしなければならない程の必要性があったとはいえない。そして、本件会社解散後の両社の事業は、飯坂吾妻が吾妻自動車の事業の一部を引き継ぐ仕方で飯坂吾妻に集約されて継続されているとみられるところ、かねてからY。社長は組合ないし組合員の存在に対し嫌悪の念を有していたのであるから、吾妻自動車が従業員全員を解雇し、飯坂吾妻が組合員以外の者を雇い入れる一方で、組合員である者のみを雇い入れなかったことは、一つの経営体としての両社がY。社長の組合嫌悪の念に基づき、吾妻自動車の事業の一部を飯坂吾妻に事実上引き継ぎ両社の事業を實際上飯坂吾妻に集約する施策を利用して、組合及び組合員の排除を行ったも

のとみざるを得ない。よって、両社による本件解雇及び本件雇入れ拒否は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する。

- (2) 不当労働行為救済制度の目的にかんがみれば、バックペイを命じるに当たって、被解雇組合員が中間収入を得ていた場合にこれを控除するか、どの程度控除するかは、被解雇組合員の個人的被害の観点のみならず、組合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、当該解雇により侵害された集团的労使関係秩序からの回復、確保の観点からも判断する必要がある。

本件解雇及び本件雇入れ拒否によって生じた組合員の個人的被害に着目すれば、組合員の経済的不利益は、中間収入額の限度において回復されているとみることもできなくはない。しかし、組合活動一般に対する侵害の面に着目すれば、組合員の再就職は必ずしも容易ではなかったこと、従前の収入を超えた収入を得ている者は3名にすぎないこと、本件雇入れ拒否等により組合員の組合活動を継続する意思を大きく萎縮させられたものと推認できること等から本件解雇及び本件雇入れ拒否は組合活動一般に対し極めて重大な制約的効果を与えたものであり、これを考慮に入れることは、集团的労使関係秩序の回復、確保のためには是非とも必要である。

したがって、中間収入額が従前の収入を明らかに上回る組合員3名については、中間収入の額をも考慮して20年分のバックペイ額からその1割に相当する額を控除できることとする。

- (3) 吾妻自動車解散したものであるとしても、バックペイ及び文書手交は清算事務といえるものであり、清算の目的の範囲内であるから、吾妻自動車はこれら命令を履行することは法律上実現可能である。また、同社にはいまだ残余財産が存する可能性は否定し難く事実上の実現可能性がないとまではいえない。

## **[2] 本件団交拒否について**

吾妻自動車は、団体交渉開催に向けた行動をしておらず、また、その後も本件団交申入れに応じなかったことを自認している。そして、本件審査手続において解雇理由を明らかにしたことがその正当な理由となるものではない。したがって、本件団交拒否は労働組合法第7条第2号に該当する。

## **[3] 吾妻自動車相談役の組合員に対する発言等について**

同相談役の発言は、未払退職金に係る不動産仮差押えの取下げや組合からの脱退を求めたり、組合の執行委員長を交代させることにより本件救済申立てを取り下げるよう前書記長に求めるものであり、これら発言は組合の運営に支配介入するものであることは明らかである。そして、同相談役は労働組合法第2条第1号の使用者の利益代表者としての地位にあったといえるから、これら発言は労働組合法第7条第3号に該当する。

### **【参 考】 本件審査の状況**

- ・初審救済申立日 平成19年3月5日、13日、同年4月5日  
(福島県労委平成19年(不)第1号、2号)
- ・初審命令交付日 平成20年5月30日
- ・再審査申立日 平成20年6月12日